国民健康保険税の納税通知書を発送します

国民健康保険税(当初・過年度)の納税通知書を7月12日㈮に発送します。

6月19日以降に加入・脱退等の手続きをされた方には、8月以降に税額変更の通知書を発送します。

※国民健康保険税は、世帯の中に国民健康保険加入者がいる世帯主に課税されます。納税通知書も世帯主宛てに発送しますので、通知が届いたら必ず内容を確認してください。

※国民健康保険に加入・脱退するときは、市民課への届け出が必要です。

■問い合わせ先
税務課　☎(32)8891

介護保険料・後期高齢者医療保険料の納入通知書を発送します

保険料の納入通知書を7月12日㈮に発送します。

なお、保険料を年金から天引きされている方へのお知らせ(10月から翌年8月までの金額について)は、9月に発送予定です。

また、所得の更正により保険料が変更になったときや、転入・転出等により、納付方法が変わる場合は随時お知らせします。

※平成30年度に年金からの天引きで納めていた場合でも、納付書での納付となる場合があります。通知が届いたら必ず内容を確認してください。

■問い合わせ先
税務課　☎(32)8891

特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの特定医療費受給者証の有効期限は、12月31日㈫までとなっています。更新を希望される方は、受付期間中に更新申請の手続きを行ってください。

■対象　特定医療費受給者
■受付場所
県南健康福祉センター
■受付期間
7月1日㈪～8月30日㈮

市役所での受付

■日時　8月1日㈭、2日㈮
午前9時30分～正午
■会場　市役所
■問い合わせ先
県南健康福祉センター
健康対策課
☎(22)1509

後期高齢者医療費保険者証を更新します

現在お使いの被保険者証の有効期限は7月31日㈬までです。8月から使用する保険証は、7月下旬に郵送されますので、現在お使いの保険証は8月1日㈭以降に市民課に返却してください。

■問い合わせ先
市民課　☎(32)8895

後期高齢者医療被保険者証の自己負担割合について

住民税課税所得が145万円以上の方は「現役並み所得者（3割負担)」と判定されますが、被保険者の収入合計が、次のいずれかの基準に該当する場合は、「一般（1割負担)」となり、申請が必要です。

該当する可能性がある方には、市より基準収入額適用申請書をお送りしますので忘れずに申請をお願いします。

1割負担になる基準

- 同一世帯の被保険者が1人で383万円未満
- 同一世帯の被保険者が2人以上で520万円未満
- 同一世帯の被保険者が1人で383万円以上であっても、世帯内に70歳以上74歳以下の方がいる場合、その方の収入も含めて520万円未満

※申請した翌月から適用となります。

■問い合わせ先　市民課　☎(32)8895

広報しもつけへのご意見を募集しています

郵便はがき

料金受取人払郵便

下野小金井局
承認
313

差出有効期間
令和２年８月
31日まで

切手は不要です

3 2 9 - 0 4 9 0

(受取人)
栃木県下野市笹原２６
下野市　総合政策課　行

ご住所　〒
下野市

お名前（フリガナ）

電話

年齢　　歳　　性別　男　・　女